

第1部第5章第2節「解除の要件」

【設例】AがBと締結した契約を解除するにあたって、催告が必要か（541条）、催告は必要でないか（542条）を検討しなさい。[構造3(1)(2)]

（1）Aは、成人式に着る振袖の仕立てをBに依頼した。ところが、振袖は引き渡されずに、成人式の日を過ぎてしまった。Aは、Bとの契約を解除したいと考えている。

（2）Aは、訪問着2枚の仕立てをBに依頼した。ところが、Bは仕事が立て込んでいるとして、約束した期日には1枚しか完成できないとして、1枚については仕立てを拒絶するという意思を明確にしたので、Aは、1枚分については、Bとの契約を解除したいと考えている。

（3）Aは、Bとの間で、Bの所有する自動車（甲）を売買する契約を締結したところ、引渡し期日になっても甲は引き渡されず、その後に、Bは、甲を高値で購入することを申し出たCに売却して引き渡してしまった。Aは、Bとの契約を解除したいと考えている。